

渤海の扶餘府と契丹の龍州・黄龍府（一）

日野，開三郎

<https://doi.org/10.15017/2338979>

出版情報：史淵．49，pp.1-23，1951-11-20．九州大学文学部
バージョン：
権利関係：



渤海の扶餘府と契丹の龍州・黃龍府 (一)

日野 開三郎

目次

一 渤海の扶餘府と契丹の龍州・黃龍府

I 渤海の扶餘府と契丹の黃龍府

I 契丹の龍州と黃龍府 (以上本輯)

二 扶餘府と黃龍府と契丹の通州

I 通州設置の事情とその沿革

(1) 通州の沿革

(2) 通州設置の事情

I 通州即黃龍府と扶餘府説の矛盾

三 扶餘府・黃龍府の位置と沿革

I 復置黃龍府

(1) 復置黃龍府治の位置と府の構成

(2) 黃龍府復置の事情

(3) 復置黃龍府治東北移動の事情

I 廢黃龍府の故治と通州

(1) 通州

渤海の扶餘府と契丹の龍州黃龍府 (一)

渤海の扶余府と契丹の龍州黃龍府 (一)

(2) 磨黃龍府の故治

Ⅱ 渤海の扶余府と前黃龍府

(1) 渤海の扶余府概観

(2) 前黃龍府

Ⅳ 渤海占領以前の沿革

Ⅴ 扶余府即黃龍府城の位置

四 遼史^{卷三}地理志・東京道の龍州黃龍府及び通州の条の修補解説

Ⅰ 龍州黃龍府の条の修補解説

Ⅱ 通州の条の修補解説

結語

結 言

滿洲最古の王国として知られてゐる夫余国の王城の地が今の農安の西南程近い所に当り、高句麗時代には北扶余城州の州治に充てられ、渤海時代には扶余府城となつたとは松井學士の研究以来學界の通説となり、筆者も亦此の説に基いて此の方面の歴史を考察した結果、その妥当なるを確認して來た。然るに滿洲の碩學金毓黻氏は別に此れを今の四面城の地なりとする説を立てられた。^{註2}その論拠は渤海の扶余府は契丹の黃龍府となり、黃龍府は通州となり、通州は今の四面城に當ると云ふに在る。筆者は迂濶千万にも此の説のあるを知らなかつたが、最近恩師和田先生は此の金氏の所説に基き、更に此れを敷衍補強して古代より契丹時代に至る此の方面の歴史を一氣に割切つて了はれた。^{註3}駭いた筆者は直ちに金氏の論文を通読したが、筆者にはそこに方法的に重大な手落ちがある様に想はれて遽に承服出来ないものがある。^{註4}確に契丹の通州は今の四面城で、同氏の精緻な考察は充分此れを証明してゐる。然るに最も肝心な渤海の扶余府城、黃龍府城と通州が同

一地であるか否かの検討が全然なされてゐない。かくて扶余府即黄龍府説と通州即四面城説とは共に紛れなしとするも、それが扶余府城即四面城説をも成立せしめるとの論拠は未だ確立してゐないことになる。尙金氏や和田先生の論文には此の扶余府即四面城説から更に種々の新な見解が各方面にわたつて展開せられてゐる。それらの見解の成否は当然この扶余府城即四面城説の成否如何にかかつてゐるわけである。此所數年にわたつて發表を續けて来た筆者の韋韋七部考は此の扶余城の所在が従來の通説を是とするか、新説を是とするかによつて大きく影響せられる。そこで右の続稿發表を中止し、此の問題を新に考へ直して見た。そしてやはり旧説のとり可きを信じ筆者の従來のままの原稿をそのままつづけて發表して差支へない確信を得た。従来つとめて紙上の論争をさける方針をとつて来た筆者ではあるが、今後の發表の關係もあるので敢て陳弁の一文を草した。つとめて冷静に先人の研究の苦心を感謝しつつ筆を進めたつもりではあるが、性來の野人、言若し傲慢無礼にわたるものあらば、幸に御寛恕の上、御教正賜はらんことを切望する次第である。尤も只此の陳弁のみが本稿の目的となつてゐるのではない。併せて此の方面の形勢を多少なりとも探究して従來の研究に一步を進めんとする意図を有して起草したものである。果して此の目的が幾分でも果されてゐるか否かは諸賢の批判に俟つ所である。

註

- 1 滿洲歴史地理第一巻、同氏「渤海国の疆域」及び同書第二巻、同氏「滿洲に於ける遼の疆域」
- 2 故服部博士古稀紀念論文集所収、同氏「渤海扶余府考」
- 3 東洋學報三三卷二号所収、同先生「魏の東方經略と扶余城の問題」
- 4 史淵四四輯所収の拙稿「綏寧元年唐將薛仁貴の攻陥せる扶余城」の附記参照

一、渤海の扶余府と契丹の龍州・黄龍府

契丹の龍州黄龍府が渤海の扶余府を改名したものであることは、遼史

卷八

三地理志・東京道の項に

龍州黃龍府。本渤海扶余府。太祖平渤海。還至此崩。有黃龍見。更名。

と伝へられ、學界も此れをそのまま承認して問題としてゐない様であるが、果して此の所伝に問題は無いであらうか。充分慎重な検討を加へる必要があらう。たとへ結果は問題なく承認せられることが証明せられるにしても、その証明を立てることが必要である。と云ふのは、遼史・地理志の東京道の項は文字そのまま通りに受取り得ない誤謬記事を夥しく含んだ杜撰極まるものであること、已に學界に定評のある通りであるからである。

1 渤海の扶余府と契丹の黃龍府

先掲地理志の記事に依れば契丹の黃龍府は渤海の扶余府を改名したものであると云ふ。そこで比較的史実を確実に伝へてゐる本紀を検するに、遼史^{卷二}太祖紀・天顯元年七月甲戌の条は、渤海を滅して扶余府に迄引揚げて来た太祖が此の日不予となつたことを記し、次いで

辛巳。平旦子城上見黃龍繖繞。可長一里。^中是日上崩。

としてその死歿したことを伝へ、更に紀の末尾に

太祖所崩行宮在扶余城西南兩河之間。後建昇天殿于此。而以扶余為黃龍府云。

として、やはり扶余府を黃龍府と改めたとある。従つて扶余府改黃龍府は紛れない史実であり、両者は全く同地同城に治してゐたものと見て誤りないであらう。但しその改名の年月は伝へられてゐない。然し遼史^{卷三}太宗紀・天顯三年(九二八)正月己未の条に

黃龍府羅涅河女直達盧古來貢。

として太祖の歿後一年半ばかりで黃龍府の名が見えるから、その改名は太祖の歿後殆んど間のない時であつたと解す可きであらう。右に次いでは遼史^{卷四}太宗紀・大同元年(九四七)正月癸卯の条に契丹が後晉を滅して皇帝を擒へ負義侯と名づけ

て黄龍府に送つたとあるのが古い。天顯三年より十九年後である。

契丹の皇都が府制を施かれて臨潢府となつたのは太宗の会同元年(九三八)で、此れと同時に置かれた東京遼陽府との二府が、黄龍府を除き、契丹の諸府中で最も古い。天顯三年正月に黄龍府が此の名を得てゐたとすれば、皇都より少くとも十年早く府制を施かれ、然もそれは契丹最古の府であつたこととなる。此所に黄龍府の由来を太祖死歿直後に溯らせる多少の懸念がある。更に太祖・太宗時代の府州制から考へても、此の懸念は一層深められるのであるが、然し太宗紀・天顯三年五月の記事が嚴として存する以上、此れに従つて扶余府は太祖の死歿直後黄龍府と改められ、従つて両者は同一地であつたと解しておく外あるまい。尙此のことに就いては後文に於いて再び論及する所があらう。

I 契丹の龍州と黄龍府

先掲地理志の記事には

龍州黄龍府。本渤海扶余府。云云。

とて龍州と黄龍府とを一括して標題とし、此れを共に渤海の扶余府に当ててゐる。されば龍州と黄龍府とは同一地であつたこととなり、更に詳しく云へば龍州一名黄龍府であつたことに受取れそうである。事実、従来の学界はかく解して怪しまなかつた様である。果してそれでよいであらうか。かうした解釈は契丹の府州制に抵触する所がないであらうか。大いに検討する必要がある。

契丹の地方行政は国内を五道に分ち、道の下を府・州・軍・城に分ち、府・州の下を県に分つて統治して居た。即ち府・州・軍・城は道に直屬する同列の行政單位で、只格式が此の順序に高下を有つてゐたにすぎない。但し中には道に直屬せず、府・州に隸屬する州、即ち一般の県と同列に當る州もあり、更にさうした州でその下に県を有してゐるものもあつた。五道とは上京・東京・南京・中京・西京道を云ひ、その道治は何れも京制を施き府と稱してゐた。臨潢・遼陽・柝津

・大定・大同の五府がそれである。此の外に中京道の興中府と東京道の黃龍府とを併せて都合七府が契丹国内の府の全てであつた。府と州とは同列の行政單位であり、且つ府を上格、州を下格としてゐたので、府と州との間に昇格・降格のことはあつても、同時に府と州とではあり得なかつた。従つて同一治城が府名・州名の二つを併せ有つこともあり得なかつた訳である。^註此の点、渤海の府州制とは根本的に異なる。

渤海は契丹の道に當る地方行政の最高區劃を府と云ひ、府の下を州に分つて居た。例へば鴨渌府の下を神・桓・豐・正四州に分ち、南海府の下を沃・晴・椒三州に、扶余府の下を扶・仙二州に分つて居り、新唐書^{卷二}渤海伝に依れば、府十五、州六十二とあつて、一府平均四州となつて居る。府治は管内最要の州に在つた。例へば鴨渌府は神州(臨江果)に、南海府は沃州(咸興)に、扶余府は扶州に在つた。従つて府治の所在地は府名で呼ばれると共に州名でも呼ばれた。例へば神州と呼び鴨渌府と呼ぶもその治所は共に同じ地を指してゐたのである。^註かくて渤海では同一地で府名・州名を同時に併せ有つものがあつたが、契丹の府州制の通則ではかかる關係は成立し得ず、府名か州名か何れか一方を有ち得るにすぎなかつたのである。かう考へると、龍州は黃龍府がその州名として同時に併せ有してゐた名称ではあり得ないこととなる。従つて龍州即黃龍府なりとする先掲地理志の記事をそのまま吞まんとすれば、此れを同時の並稱としてでなく、黃龍府が一段下格の州とせられてゐた時代があつてその当時の州名であつたと見る外無さそうに思はれる。果して此の解釈でよいであらうか、此の解釈を採るためには、杜撰の定評ある地理志以外から此れを資ける記事を見出す可きであるが、不幸、管見の限りそれが見当らない。此の地を龍州と稱したとある記事はやはり地理志・東京道・通州の条の

通州。^中略。本扶余國王城。渤海号扶余城。太祖改龍州。云云。

とあるのを管見唯一のものとする。然し此の記事も遼史・地理志・東京道に収められてゐる点のみからするもそのまま即信することは許されない。尙地理志には龍州に関する記事が若干あるが、それは悉く渤海の首都龍泉府の治所たる龍州

で、扶余府の地ではない。その数例を示すと、遼史^{卷三}地理志・上京道・臨潢府・保和果の条に

保和果。本渤海国富利果民。太祖破龍州。尽徙富利果人。散居京南。統和八年。以諸宮提轄司人戶置。隸彰愍宮。戶四千。

とあり、同卷・祖州・長霸果の条に

長霸果。本龍州長平果民。遷于此。戸二千。

とあつて太祖が龍州を破り、その富利・長平果等の民を契丹本土の要地に徙し、後ち此れを保和・長霸等の果に編成したと見えてゐる。尤も遼史^{卷一}聖宗紀・開泰二年四月甲子の条には

略^上置長霸・興仁・保和等十果。

とあつて長霸・保和等の諸果設置を開泰二年（一〇一三）なりとし、地理志の統和八年（九九〇）設置とする所伝と喰ひ違ひがあるが、とにかく阿保機が渤海の首都龍泉府を攻陥した時、府の倚郭州たる龍州の民を契丹本土の要地に驅徙し、聖宗の時に至つてそれら徙民を果に編成したものであることは紛れない。即ち此の両記事に依つて渤海の龍州の統下に富利・長平兩果のあつたことが知られる。此のことは渤海国史の研究に重要な資料を提供してゐるのみならず、本稿の後述の部分にも大きな關係をもつものとして特に留意しておく必要がある。

龍州の名の遼史に見えるものは以上がその総てである。即ち渤海の龍州の記事が二、契丹の龍州の記事が二、合せて四である。而して契丹の龍州に関する所伝は共に扶余府↓黄龍府を以て龍州としてゐる。然しそれは何れも地理志の東京道の項に収められてゐると云ふ点から、その文面のままを直ちに史実として受入れることは容れないのである。果して史実か、それとも訛伝か、充分な検討を必要とする。

先づ地理志の契丹の龍州に関する二つの所伝が正しいものとした場合、果して遼史が矛盾なく理解出来るか否か、即ち

契丹の龍州とは扶余府↓黃龍府のことで、太祖が命名したものとして遼史が割切れるか否かの問題を考へて見る。

契丹の地方行政の一般原則に依れば同一地が府名と州名とを同時に併有し得なかつたことは先に論述した。若し此の原則が此の地を唯一の除外例として居たとの確証が無い限り、龍州の名は黃龍府が府名を有たない時代のものであつたと見なければならぬ。然も地理志に「太祖改龍州」とあるから、それは太祖時代のことではなければならぬ。少くとも太祖時代よりその死歿後に引續いての時代であつたと解しなければならぬ。そこで太祖と扶余府との關係から考察して見る。

扶余府は渤海の所謂「契丹道」、即ち渤海の首都と契丹とを結ぶ交通幹線上の関門を擁する要口であつた。阿保機は渤海に宣戰を布告するや、国境突破口を此の扶余府に求めて挙軍殺到し、天贊四年十二月丁巳、府を囲み、翌天顯元年正月庚申、僅か四日の攻撃で此れを抜き、直ちに東進して丙寅、即ち七日目には早くも龍泉府の忽汗城を囲み、渤海を滅し東丹国を建て、爾來此所に駐在して經營につとめ、三月乙酉歸路に就き、七月甲戌扶余府に次し、翌辛巳、此所で病歿した。此の間、本紀は扶余府改名の事を伝へず、却つて七月甲戌の条に「次扶余府、上不予、云云」として死歿の時尙此所を扶余府と呼んで居たことを示し、更にその後文に於いてその死歿地に昇天殿を築いたことを述べた後ち初めて「以扶余爲黃龍府云」として太祖の本紀を結んでゐる。従つて太祖生前中に扶余府を改名した形迹はなく、又兵馬脰膺の間にその余裕も無かつたであらうと思はれる。然らば龍州はその死歿直後の改名かと云うに、それには先に述べた黃龍府の問題が障礙となつて来る。

黃龍府の名が太宗記の天顯三年正月の条に早くも明記せられてゐて、それ以前から既に此の府名の附せられてゐたことを推定せしめることは先に考説した。して見ると太祖死後の或る期間に扶余府が龍州と呼ばれ、次いで黃龍府に昇格せられたと解す可き余地は殆んどないこととなる。但し黃龍府の名が天顯三年正月己に本記に見え乍ら、尙その史実性に一抹の懸念がまつることは先に一言した。そこで此の名が天顯三年には未だ命名せられておらず、更に後年ことであつた

ならば、そこに龍州時代の介在を考へる余地が生れて来る。かう考へて右の懸念を再検討するに、益々それが深められて来る。その第一の理由をなすのは契丹初年に於ける京府制成立の経過である。

契丹帝国の統治体制が京府制の下に完成し、五京道七府が整つたのはその後半期に入つて後ちのことであつた。第二代太宗の天顯三年（九二八）十二月、東平郡（遼陽）を昇して南京としたのが皇都外に於ける京制施行の始見であり、会同元年（九三八）十一月、中国より幽・薊等十六州を割取したのを機に皇都を上京、南京を東京、幽州を南京とするに及んで三京制となり、中京は聖宗の統和二十五年（一〇〇七）、西京は興宗の重熙十三年（一〇四四）に置かれ、此所に至つて初めて五京が整ひ、五京道が出来上つたのである。会同元年、三京制を施くに當り、上京を臨潢府、東京を遼陽府としたのが、黄龍府を除けば、契丹の府制の始見である。会同元年に至つて皇都が初めて府制を施き、且つその府制が此の時併せ行はれたのは皇都に次いで古い京制をもつ遼陽府のみであつたとすれば、契丹の府制は此の時に初まつたのではないかとの推測が強く抱かれる。黄龍府の名が始見する天顯三年は此の年より十七年も早い。此れが先に懸念を抱いた理由である。

契丹の州制は已に阿保機の時代から採用せられて居り、東京道内の地に彼が置いたと明伝ある州のみでも殆んど十指に近^註い。その中、後ちの遼陽府のみは州と云はずして東平郡と名けてゐる。郡と呼んだ行政単位は契丹時代を通じて他にその例を見ず、一見奇異の感を与へる。東平郡を置いたのは太祖の神冊四年（九一九）二月で、太宗の天顯三年（九二八）十二月には「昇東平郡為南京」してゐる。此所はやがて東京遼陽府となり東京道治となつた。遼陽の地が滿洲統治の一太中心たることは史を通じて變り無く、此の方面の最大要地であつた。さうした地に対してのみ太祖が東平郡なる特例的行政機關名を与へたのは、東平の名に示される如く東方經營の中心を此所に置かんとし、その意図を表示する上格の州的行政機關を置かんと欲したが、未だ後年の府の如き適當な制度がなかつたため、唐以来州の別名となつて居た郡を採り來つ

たのであらう。當時の郡は州の雅号的な別名と化して居り、別に郡と州とに上下格の關係はなかつたのであるが、せめて此れにより一般の州と區別するの意を持たせたのであらう。

太祖阿保機は渤海を滅してその首都龍泉府を占領し、府城忽汗城に拠つてその故地を支配し、やがて渤海国を東丹国と改名し、長子人皇王倍を国王に据えて凱旋した。そしてその帰途扶余府に於いて陣歿したのである。彼は此の国名改称に際し忽汗城をも天福城と改めたが、首都の府名をどうしたか所伝がない。恐らく太祖は府制を考へて居なかつたのではないかと思はれる。かう觀察すると、太祖時代の契丹には未だ府制は無かつたと見て大過ない様である。

天顯三年十二月、太宗が東平郡を南京に昇した時も此れに府名を与へた形迹は無い。此所に遼陽の府名が与へられたのは上京臨潢府と共に会同元年である。首都の府名さへ会同元年に初めて命名せられたとすれば契丹の府制は此の年に始まつたと解するのが妥当となつて来る様に思はれる。若しさうだとすれば黃龍府の名も会同元年以後の命名であつたことになり、それ迄の期間が龍州であつたと考へる余地が生じて来る。そして地理志・東京道の通州の条に「渤海号扶余城。太祖改龍州」とある記事も、記事そのままでは精確でないにしても、太祖死歿直後のこととして僅かな訂正で受容れることが可能となる。所が此の解釈を大きく妨けてゐるのは、先にも論及した天顯三年正月に已に現れて来る本紀の黃龍府の記事である。地理志の東京道の項は遼史の中でも最も杜撰記事の多い部分であり、本紀は最も確実性の大きな部分である。さうした本紀の記事が厳として存在する以上、たとへ太祖時代を通じて府制が認められず、皇都さへ太宗の会同元年に至つて初めて府制の施行を見たとしても、黃龍府がそれより先、太祖の死歿後に置かれたものであることを認めざるを得ない。即ち黃龍府は契丹の府制の先頭を切つて現れ、上京の府制に先つこと十年も早く扶余府の改名として太祖の死歿直後に採用せられたものとなる。些か奇妙の感あるを免れないが、史料の嚴存する以上、有力な反証の現れない限り、そのまま受取る外あるまい。

本紀の天顯三年正月已に此の府名が現れてゐることは、その改名が更に此れより前であつたこと、即ち天顯二年末以前であつたことを示す。太祖の陣歿は天顯元年七月であるから、その改名は殆んど文字通り陣歿後間のない時であつたと稱して差支へないであらう。かくて黃龍府の名は扶余府からの直接の改名であることは愈々疑ひ得ず、その間に州名の介在期間を考へることは困難である。従つて地理志・東京道・通州の条の「渤海号扶余城、太祖改龍州」の「太祖改龍州」は史実性のない訛伝と推斷せざるを得ない。此の記事を生かす為めには本紀の天顯三年正月の条に見える黃龍府名を、「此の府名は後年に与へられたものであるが、その後年の府名を遼史の編者がそれ以前の記事にも溯らせて用ひたもの」と解せざるを得ないが、然しさうした解釈を支へる好資料は見出せず、従つてそれは杜撰の定評ある地理志・東京道の記事を、遙かに精確性を有する本紀に優先せしめることとなつて、方法的に許されない。他に別の好資料を見出さない限り、本紀の記事を採つて地理志・東京道・通州の条の「太祖改龍州」を否定するのが最も妥當な方法と云はねばならぬ。然し乍らこのことは黃龍府が龍州とは無關係であつたと云ふことにはならぬ。やはり密接な關係があり、それが若干の訛伝を混へて地理志の記事となつてゐるものと見る可きであらう。金史^{卷二}地理志・上京路・隆州の条に

隆州。^中略。古扶余之地。遼太祖時。有黃龍見。遂名黃龍府。天眷三年改爲濟州。^四略。大定二十九年。嫌与山東路濟州同。更今名。貞祐初陞爲隆安府。

とあつて契丹を滅した金は黃龍府を更めて濟州とし、次いで山東に此れと同名の州があるのを避けて隆州とし、更に隆安府に昇格せしめたことを伝へてゐる。黃龍府の名を抹殺したのはその滅した契丹の太祖を神格視せしめる様な由来をもつ黃龍の名が金に取つて面白くなかつたからに相違ない。所で一度濟州に更めたものを同名の州との混同を避けて再び改名する時、隆州の名を取つたのは恐らく龍州の旧名に依り、尙契丹の皇帝に因んで起つた龍の字をさけ、同音の隆を以て此れに代へたのであらう。そして隆州の名を取つたのは多分旧名の龍州が土民間に地名として口伝せられてゐたからであらう。

かう考へると契丹時代の黃龍府が龍州と深い關係に在つたのであらうとの推測は益々深められる。

翻つて黃龍府の沿革を見るに、先掲の地理志・東京道・黃龍府の条の記事中に

保寧七年。軍將燕頗叛。府廢。開泰九年。遷城于東北。以宗州・檀州漢戸一千復置。

とあり、保寧七年乃至開泰九年（九七五—一〇二〇）の四十五年間、黃龍府の廢止せられてゐたことを伝へてゐる。開泰九年の府の復置に關する記事は本記に見えないが、燕頗の叛に就いては遼史^{卷八}景宗紀・保寧七年秋七月より九月にかけてその始末が記され、地理志の右の記事と相照應してゐるから、保寧七年の發止、開泰九年の復置は正に史實を伝へてゐるものと解して誤りあるまい。して見ると、龍州の名は此の廢府四十五年間の名稱ではないかとの考へが生じて来る。即ち廢府とは龍州への降格であり、復府とは龍州の黃龍府への復格ではないかとの推測が自ら生れて来る。所が此の府州間の昇降格と見る解釈にも大きな疑問が伴生する。

黃龍府と並んで契丹の京府外の府であつた興中府に就いて遼史^{卷九}地理志・中京道・興中府の条には

興中府。本霸州。^{中略}重熙十年昇興中府。云云。

とあり、京府に就いても同書^{卷八}東京道・遼陽府の条に

東京遼陽府。^{中略}神冊四年。葺遼陽故城。以渤海・漢戸建東平郡。為防禦州。^{中略}天顯十二年。改南京為東京。府曰遼陽。

とあり、その他の京府も大体此れと同じで、何れも先づ府名を標出し、その下にその府・州としての昇降の推移を述べる体例を採つてゐる。此れに對し只黃龍府の場合のみ「龍州・黃龍府」と標出し、府名・州名を一括した題名を掲げ、且つその題下の記事に府州間の昇降關係を伝へた記事を全然欠いてゐる。他の六府と異つた特別の体裁から見れば、龍州と黃龍府とは同一地の同時併稱と解する外無い様に思はれる。それは已述の如く契丹の地方行政制度の通則に合はないものと

なるが、七府に關する地理志の記述様式を比較した範圍では此の結論に到達する。即ち先に筆者が除外例となるが故に殊更に廻避した同時併稱の解釈を結局唯一の例外として認めなければならぬこととなるのである。然し果して事実さうであつたであらうか。断定迄には尙研究を重ねる必要があるが、とにかく保寧七年乃至開泰九年の廢府間の名が龍州であつたと解する見方に一つの疑問を与へるものである。

次に生ずる疑問は此の廢府四十五年間に龍州の名が一度も遼史に出て来ないことである。勿論、記事極めて簡略で、然も重要史実も多く収録せられず、全体として余りにも貧乏な遼史のことであるから、龍州の名が出て来ないと云うことを以て直ちに存在しなかつたと云ふ証拠とすることは出来ない。然しそれにしても廢府期間を龍州と呼んだと云ふ証拠の全然ないことは一大疑問としなければならぬ。

次に遼史^{卷八}地理志・東京道・通州の条に

通州。安遠軍。節度。本扶余国王城。渤海号扶余城。太祖改龍州。聖宗改今名^通、保寧七年。以黃龍府叛人燕頗余党千余戶置。云云。

とて通州の沿革を述べ、それは本と渤海の扶余城（扶余府の府城）で、太祖が龍州と改め、聖宗が通州に更めたもので、通州としたのは保寧七年黃龍府の燕頗が叛き、それが因となつて府が廢せられた為め、通州の州民は叛亂の余党千余戸であつたと述べてゐる。通州が保寧七年の設置であることは遼史^{卷八}景宗紀・同年九月の条に明記せられてゐて紛れない。して見ると右の記事中に「聖宗更今名」とあるのは、金毓黻氏の說に従つて景宗の誤りと云ふことになる。此の点を修正して右記事の云ふ所を要約すると、渤海の扶余府は太祖によつて龍州と更められ、又黃龍府とも呼ばれたが、景宗の保寧七年、黃龍府は廢せられ、龍州は通州と更名せられたこととなる。かくて此の記事も亦龍州と黃龍府とを同一地の昇降格とするよりも同時併稱とする解釈を資け、且つ廢府四十五年間は龍州でなく通州であつたこととなる。勿論、右記事も亦

遼史・地理志・東京道の項に収められてゐることからしてそのまま即信するを許されず、批判検討が必要であるが、とにかく龍州と黃龍府との關係を格の昇降に求め、且つ廢府四十五年間に龍州時代とする解釈を簡単に容さぬ障壁であるとはねばならぬ。

以上、契丹の黃龍府と龍州との關係に就いて考説した結果を綜合するに、同一地の兩名同時併有か、府州間の昇降か、二つの場合が考へられ、その何れであるかを確定する決定史料を欠くが、兩名同時併有と見た場合は

- (1) 契丹の府州制の一般通則には合はないが、
- (2) 地理志が黃龍府の場合のみ府州の昇降關係を記してゐない理由が肯かれ、
- (3) 同じく黃龍府の場合のみ龍州黃龍府と標出した獨異の体裁をとつてゐる理由も判り
- (4) 龍州の名が太祖時代からあつたと云ひ、その所伝は疑問とするも、早くからあつたと云ふ伝のある理由も解け
- (5) 更に黃龍府の名の頻出にも拘らず、龍州なる州名の確實な所伝がないのも、それが他の一名たる黃龍府で表されてゐた為めと見るることによつて説明が可能となる。

等、弱点よりも長所が多いのに反し、逆に府州の昇降關係と見た場合は、此れとは反對に只契丹の府州制の一般通側に適合するのみで、その他の疑問は総て解けず、遼史の理解に対して起る障礙が遙かに多い。かくて龍州と黃龍府とは契丹の府州制の一般通則を破つて兩名同時併有であつたと見る公算が大きい。

此所に至つて更に考へなければならぬのは、何故に此所のみが一般通則を破つて兩名併有となつてゐたのかと云ふ点である。又通則を破ることは容易ならぬことであるから、かうした通則に觸れない特殊な形式による同地兩名併有方法があつて、それに依つたのではないかと云ふ点も考へて見る必要がある。若し契丹の地方行政制度の通則に抵触しないで然も龍州・黃龍府兩名同時併有の可能性が發見出来れば、それこそ上來論述の諸疑問矛盾を一挙に解決する名答として重視

しなければならぬ。

遼史の地理志が黄龍府に就いてのみ龍州・黄龍府なる複名標出を掲げてゐることに就いては実は已に金毓黻氏が留意せられ、その考解を試みてゐる。そしてその解答は結局渤海の龍州の民が黄龍府に遷されたためであると断定せられてゐる。阿保機が渤海を滅し、その故領と遺民とを統治する為めにそのあとに置いた東丹国は太宗の天顯三年十二月に至り、内外種々の事情から遼陽を中心とする一帯の地に大挙引き遷され、その時旧との渤海国の諸州民たる渤海人はその州果名を負ふて此の地帯に駆徙せられた。金氏は渤海・龍州の民が黄龍府に遷されたのはその際のことであろうと推断せられてゐる。此の移入の証拠として同氏は遼史・地理志の黄龍府管下の五州三果の中、渤海人を以て置いて居た黄龍・遷民・永平の三果民は尽く渤海・龍州管下の長平・富利・佐慕・肅慎・永寧・豊水・扶羅・永平の民を併せておいたものであること、黄龍府に関する地理志の記事が龍州・黄龍府と重ねて標出してゐる理由はかく見てこそ初めて理解し得ること等の二点をあけてゐる。此の断定は尙補訂す可き余地を残してゐるとは云へ、前人未到の新見解であり、細かい点はともかくとして、渤海・龍州の民が黄龍府の地に遷され、それが此の地を一名龍州とも呼ばしめた原因であることに就いては賛意を表したい。但し駆遷の時期に就いては尙考究の余地なしとしない。そうしてそれは金氏が論究して居ない駆遷の徑路・方法等と併せて取扱ふ可きであらう。然し此れらの問題は当面の必要を感じないので、更めて後文に考へることとし、先づさしづめ必要な龍州よりの移遷民の統治方法に就いて考察する。此の点も亦金氏の論説には省かれてゐる所である。

移遷せられた龍州渤海人の統治方法に就いては、勿論遼史に所伝のあらう筈はないが、凡そ二つの場合が考へられる。その第一は他の例に多く見られる様に、彼等の原住地時代のままに此れを龍州として一個の行政單位にまゝめておく方法である。若し此の方法に依つたとすれば、扶余府と黄龍府の地に遷された彼等と黄龍府との關係は左の二つの場合の何れか一つであつたこととなる。即ちその第一は黄龍府と対立する同列下格の州として東京道に直屬する場合であり、第二は

黃龍府管下の州として果と同列の州となり、府を経て道に属する場合である。現に地理志には復置黃龍府下の果列の州を五つ（益・威・安遠・清・雍州）あけてゐる。而してその何れの場合であるにしてもそれが州と云ふ一個の行政体であつたことには変わり無く、従つて龍州の名は史籍、特に地理志に獨立して現れる筈である。所が實際には龍州の名を獨立に伝へた記事はなく、地理志にも獨立して挙げられてゐない。従つて黃龍府に遷された渤海・龍州の民が移遷後も正式に龍州として一個の行政体たる取扱ひを受けて居たと見ることは出来ない。とすれば第二の統治方法として黃龍府民に編入せられて終つたと見る外ない。所が若し黃龍府民に編入せられたとすれば、龍州なる州名は正式には消失したこととなり、龍州の名が契丹一代はもとより金代迄隱微の間に存続してゐたことが説明困難となる、かくてその統治方法として考へられる二つの場合の何れも遼史を割り切り得ないものとなるが、更に深く考へるに、此れはやはり第二の黃龍府編入の方法に依つたのであらう。然して移民は頗る多かつた爲め、旧扶余府時代からの黃龍府民と混淆して取扱ふことは實際上に不便が多く、かくて實際の便宜上から兩者を區別し、新移入者を呼ぶに龍州或は龍州人を以てしたのであらう。そしてその遺習が、正式には龍州なるものは存在しないにも拘らず、その名を彼等の子孫と共に永く伝へしめたのであらう、かく考へれば、府州名同時併称の存在し得ぬ契丹の地方行政制度の通則に抵触することなくして同時併称の史伝を解決するを得、又龍州の名を伝へた確實な所伝は求められないにも拘らず、模糊隱微の間に永くその名を残してゐることも頗る合理的に理解せられる、即ち黃龍府は契丹国が渤海国の扶余府を改名した正式の行政機關名であり、龍州は此の地に移遷せられ黃龍府に編入せられた渤海の首都龍州の渤海人を指す俗稱で、遼史に間々黃龍府と龍州とを全く同体異名なるかの如き記事を伝へ（地理志・黃龍府の条）、或は扶余府の改名の如く伝へ（地理志・通州の条）てゐるのは、かうした俗稱に由つて生じた訛伝と解せられるのである。

然らば遼併の時期及びその徑路は如何。先づその時期に就いて考へて見るに、金氏は此れを太宗の天頭三年十二月に決

せられた東丹国の引揚げの際とせられてゐる。但しその理由の論証は別に述べてゐない。渤海領内の住民を契丹が驅遷したのは此の時が最大の規模であつたので、恐らくこのことから右の推斷を下したのであらう。然し此れ丈のことから直ちにかうした推斷を下すのは早計と言はなければならぬ。或は他に有力を論拠があつてそれを省いてゐるのかも知れないが、それはともかくとして、尙他にも遷徙の機会が有りはしなかつたか、充分検討して見る必要がある。

阿保機はその国力充実の手段として農耕民をその本土に拉致する方針をとり、盛んに漢人・渤海人を俘掠遷徙した、即ち史上有名な太祖の徙民政策である。渤海人遷徙の數例を示すと神冊四年（九一九）遼陽の地、即ち東平郡を經略した際、その住民を本土に徙してゐる。祖州の咸寧県（戸數一千）、饒州の長樂縣（戸數四千、内一千戸は納鉢）等の県民はその子孫である、又遼史^{卷七}三 義宗倍伝に

天顯元年。徙征渤海。拔扶余城、上欲括戸口、倍諫曰。云云。

とて扶余府を陥れた際も太祖は先づ府民の驅遷を欲して括戸せんとし、長子の倍に諫められとある。然しそれでも尙少からぬ府民を本土に遷してゐる。臨潢府の定霸縣（戸數三千）は扶余府強師縣の民が、懷州の扶余縣（戸數一千五百）は扶余府扶余縣の民が何れも太祖によつて驅遷せられ、それを以て編成した縣である、進んで龍泉府を陥れた時も郭下龍州の民を驅遷してゐる。臨潢府の長泰縣（戸數四千）、祖州の長霸縣（戸數二千）は龍州長平縣の民が、保和縣（戸數四千）は龍州富利縣の民が、何れも太祖に依つて本土に遷されたのを、後ちに縣に編成したものである、更に太祖は龍泉府の忽汗城に駐在して渤海諸府の經略を行ふや、それら府州の民をも俘掠して本土に驅遷した。それらの挙例は煩を避けて略す。かくてその驅遷總數は相当多かつたものと推算せられる。更に太祖に徙征した堯骨、即ち太宗が俘掠驅遷した渤海人の數も少からず伝へられてゐる。饒州の臨河縣（戸數一千）、安民縣（戸數一千）、慶州富義縣（戸數不詳）等の民は何れも太宗に驅遷せられた渤海人の子孫である。此れら驅遷の經路は所伝を欠くが、太祖の龍泉府への進撃路も帰路も共に

扶余府ハ黃龍府を経由してゐて、此れが兩地区間の確保せられた交通幹線であつたことが知られるから、やはり此の経路に由つたものと解す可きであらう。尙太祖・太宗の此の時の驅遷は専ら契丹本土に向けて行はれており、他に向けられてゐないから、右の莫大な数に上る驅遷の事実から、直ちにその一部が占領早々の扶余府ハ黃龍府にも入植せられたと見ることは早計である。殊に太祖は扶余府の民をも本土に遷してゐるのであるから、愈々かうした見解は危険である。然しとにかく扶余府を経由して送られてゐたことは注意しなければならぬ。

翻つて太宗の東丹国引揚げの際の徙民を見るに、それは本土とは關係なく、専ら遼東、特に遼陽府を中心とする南滿の地に向けられており、北滿方面は主要移入地とはなつてゐなかつた様である。さう考へて遼陽府の所管九果を檢討するに、説明記事が詳しく述べられ、それによつて従来より存在してゐたと推定せらる六果特を除いた他の三果は肅慎・婦仁・順化で、此の中の肅慎果には「以渤海戸置」との簡単な記事がある丈であるが、肅慎果が龍州管下の果であつたことは先に一言した所であり、又後ちにも述べんとする所である。従つて此の肅慎一果の例によつて龍州肅慎果の民がその果名を負ふて遼陽府に遷されてゐたことを知る。その驅遷の時期は東丹国引揚げの際を措いて外には考へられない。と云ふのは太祖の驅遷は専ら本土に向けられており、太祖の歿後その継承者として太宗が帝位に即いたのは天顯二年十一月で、その翌三年十二月には早くも東丹国の引揚げを決し、大々的に渤海人を遼陽方面に徙したまま、爾後、渤海故領の他を領土外に放棄してゐるからである。婦仁・順化の二果に就いては全く説明記事を欠き、その由来を知り得ないが、恐らくはやはり肅慎果民と同様龍州方面からの徙民で、恐らく肅慎果民の如く原との果名を背負ふことなく、徙住後改名せられたのであらう。そしてそれは他の例から推して肅慎以外の諸果から遷された戸口数が少く、數果民合して此れら二果に集成せられた爲めであらう。尙旧來からの果と推定せられる六果の戸数を合するに七千二百に達する。此の中にも移遷人が散配せられてゐたかも知れない。それはともかくとして、太宗の東丹国引揚げに際して行はれた大々的な渤海人の驅遷地は主と

して遼陽を中心とする南滿に向けられ、龍州の渤海人も遼陽府に徙されたことは、以上の考説に依つて略々確められるであらう。龍州は後退前の東丹国の首都であり、遼陽は後退後の東丹国の首都であつたことを想へば、右の遷徙關係は寧ろ当然とも云へよう。

東丹国の引揚げの際の龍州の渤海人の遷住地が遼陽であつたとすれば、扶余府（黄龍府）への龍州渤海人の遷徙は、此の引揚げによつて故の渤海領土が契丹領外に放棄せられる以前、即ち太祖時代であつたと見なければならぬ。所で太祖の渤海徙民は専ら本土に向けて行はれたこと、已述の如くで、此の点に右の解釈と相容れぬものがある様に思はれる。然し乍ら更に考へるに、太祖の本土向け徙民が扶余府を経由して行はれて居たとすれば、何らかの事情でその或る者が扶余府に停止留住するに至る場合のあることも充分想定し得るであらう。

太祖が天顯元年七月辛巳、扶余城に於いて崩ずると、皇后述律氏は直ちに軍国の大權を握り、十日目の八月辛卯、太祖の梓宮を奉じて皇都に向ひ、越えて九月丁卯、皇都に入つた。時に東丹国王として渤海故領の經營に當つてゐたのは皇太子の倍であり、大元帥として渤海遺民の叛亂鎮定に當つてゐたのはその弟堯骨であつたが、太祖の死を聞くや、何れも柩を追ふて奔赴し、共に皇都に還つた。それは皇位繼承のクリルタイに参加せんが爲めであつた様である。それより兩人の間に皇位繼承を繞つての暗闘が続き、結局堯骨が制勝して位に即いた（太宗）のは一年余りも後の天顯二年十一月であつた。^諸然も太宗は此れより兄の倍の制圧去勢に力を入れ、それが略々成功する迄は契丹の中央政情は安定しなかつた。^諸かく觀察すると、渤海から西遷せられた者の中、阿保機の歿後に扶余城に着いた者は、一時そこに留められ臨潢府方面に入るを中止せられたことも一応考へられる。

さて阿保機が龍泉府の地から凱旋の途に就いたのは天顯元年三月乙酉で、遼史卷二太祖紀には「班師。以大誣譖拳族行」とあり、渤海国王大誣譖の一族を挙げて彼の凱旋と同時に西遷せしめることを決定してゐる。此所に云ふ一族が王族を指

してゐることは勿論であるが、更にその部衆の伴はれてゐたことをも考慮す可きであらう。渤海国には滅亡当時迄尙族制が保たれてゐて右姓豪族は総てその部衆を率ゐ、それを勢力の基盤としてゐた。渤海滅亡前後に高麗国に亡命した豪族大官が少きは百余戸、多きは数千戸或は万戸を率ゐ、常に集団的に葬入してゐたのは、此のことを示す適証である。^{註21}従つて渤海第一の巨姓たる国王大氏の一族を挙げて西遷せしめた場合、此れに従行する部衆の少くなかつたことは当然予想せられる所である。勿論、契丹の制約下に恣に徙行は許されなかつたであらうし、又地方の各府州は殆んど挙げて侵入の丹軍に叛抗してゐたので地方府州民の徙行も事實出来なかつたであらうが、少くとも龍州諸県の民で王族の部民であつた者は相当徙行せんとし、本土への徙民を欲して居た太祖もつとめて此れを許したであらう。かくて班師と同時に龍州渤海人の相当数に上る西遷が着手せられたと考へられる。

三月に龍泉府よりの班師を決した阿保機が扶余府に着いたのは七月で、進撃の際の七日に比して四箇月と言ふ余りにも大差があるが、此れは往進が敵都の不備を襲はんとする急進瀟過作戦であつたため、班師の際は道上の要所を掃蕩しつつ行軍したからであらう。道上の掃蕩は渤海故領の経営、即ち東丹国の維持発展の爲めに絶対に必要であり、又大譚諤等の一行を安全に通す爲めにも刻急の喫緊事であつた。太祖紀・天顯元年七月辛未、即ち阿保機が死歿する十日前の条に

衛送大譚諤於皇都西。築城以居之。

とあつて、三月にその挙族西行を決定した大譚諤等の衛送が、太祖の扶余府に入る僅か九日前に実行せられてゐるのは、挙族大部隊の西行に準備期間が必要であつたこと以外に、道途の肅清安全化を待つてゐたためと解せられる。国王奪還の危険を完全に除去する迄慎重に機を待つてゐたのであらう。太祖の死歿十日前に龍泉府・龍州を発した大譚諤の一族部衆と此れを衛送する一隊とが扶余府に着いたのは、どう早く見ても太祖の歿後でなければならぬ。果して然らば彼等一行は扶余府に留められ、只国王のみ一行から切離されて皇都附近に遷されたと見る可きであらう。而して太宗が兄の倍を抑へ

て中央の政情が安定する迄には三年近くかつてゐる。その間扶余府に留在を余儀なくせられたとすれば、農耕民たる彼等は一応そこに定着の生活を作り上げなければならなかつたであらう。かくて彼等は龍州渤海人として扶余府↓黄龍府管内に住み、従つてその統督を受け、そのまま黄龍府に編管せられたのであらう。かく考へると黄龍府の龍州渤海人は初め必ずしも黄龍府に編入する目的を以て遷されたものでなく、本土に向けられてゐたのが、途中の状勢変化に依つて此所に落着くこととなつたものである。黄龍府に俗称的な呼称として龍州の名が永く伝へられたのも、かうした事情の中にその一因があつたのではないかと思はれる。

以上、渤海の扶余府と契丹の黄龍府及び龍州との關係に就いて考察した所を要約するに、略々次の如く約言することが出来る。

契丹の黄龍府は契丹が渤海の扶余府を攻陥して改名したもので、改名の時期は天顯三年正月以前、同元年七月以後で、恐らく二年のことと推測せられる。従つて此れを府の沿革・地理的位置から見れば、渤海の扶余府即契丹の黄龍府と云ふことが出来る。然し府を構成する管民に就いて見れば大きな変化があつた。即ち扶余府時代からの府民たる渤海人の少からぬ数は太祖に依つて遠く西方契丹の本土に遷され、次いで又渤海の首都龍州の渤海人が太祖の急死と云う大事件と絡んで此の地に遷留編附せられ、従つて契丹黄龍府の府民は在来の扶余府民（の西遷を免れて留住してゐた者）と龍州よりの徙民とから構成せられてゐた。そして此の龍州からの徙民は在来の府民と區別する為め龍州の名を冠して呼ばれることが多く、その為め正式の行政機関でない龍州が此の地の呼名として用ひられ、長く金代に迄存続した。金代迄存続したのはその子孫が契丹時代を通じて存続してゐたことを予測せしめる。

龍州渤海人が契丹時代を通じて黄龍府に存住してゐたとすれば、彼等の黄龍府遷住の由来、即ち太祖に依つて故郷の龍州から扶余府の地に遷されたことも代々子孫に伝承せられてゐたであらう。地理志の通州の条に

通州。^{中略}本扶余国王城。渤海号扶余城。太祖改龍州。云云。

として扶余府を太祖が龍州と改めたところのは、龍州を冠して呼ばれる渤海人の間にその来住の由来を太祖の驅逐に在りとする口伝があつて、それが基となつて誤り記された訛伝であらう。

註

- 1 遼史^{四卷}太宗紀・会同元年十一月の条、同書^{七卷三}地理志・上京道・臨潢府の条等参照。
- 2 遼史^{四卷}太宗紀・会同元年十一月の条、同書^{八卷三}地理志・東京道・遼陽府の条等参照。
- 3 以上、遼史卷三七乃至四一の地理志による。
- 4 以上、新唐書^{九卷二}渤海伝による。
- 5 以上、遼史^{二卷}太祖紀による。
- 6 遼史^{三卷}太宗紀、同書^{八卷三}地理志・東京道・東京遼陽府の条参照。
- 7 遼史^{四卷}太宗紀・会同元年十一月の条、同書^{〇卷四}地理志・南京道・南京柝津府の条等参照。
- 8 遼史^{四卷}聖宗紀・統和二十五年正月の条、同書^{九卷三}地理志・中京道・中京大定府の条等参照。
- 9 遼史^{九卷一}興宗紀・重熙十三年十一月丁卯の条、同書^{一〇卷四}地理志・西京道・西京大同府の条等参照。
- 10 東平郡・鉄利州・遼州・歸州・檀州・銀州・同州等。尙詳しくは「太祖阿保機の遼東経略」と題して専考してゐるので、機を得れば殆ど表したい所存である。
- 11 遼史^{二卷}太祖紀・同年月の条、同書^{八卷三}地理志・東京道・東京遼陽府の条等参照。
- 12 同右太祖紀・天顯三年十二月の条、同右地理志同条等参照。
- 13 遼史^{二卷}太祖紀・天顯元年二月丙午の条、遼史^{八卷三}地理志・東京道・東京遼陽府の条等参照。
- 14 遼史^{七卷三}地理志・上京道の各州県の条参照、尙詳しくは前出「阿保機の遼東経略」に於いて考説してゐる。
- 15 註14に同じ。
- 16 遼史^{七卷三}地理志・上京道・各州県の条、同書^{五卷一}聖宗紀・開泰二年四月甲子の条等参照。

- 17 遼史^七地理志・上京道・各州県の条参照。
18 このこと亦「阿保機の遼東経路」に於いて詳考してゐる。
19 遼史^二太宗紀その他に拠る。詳しくは未発表の拙稿「東丹国考」に論述してゐる。
20 註19に同じ。
21 高麗史の世家にその例が少からず見える。